

景観形成地区基準

(3) 長野東地区(1)

(イ) 共同住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
<p>1.形態意匠及び素材</p> <p>(1) できる限り中高木が植えられるよう前面道路の境界線から建築物を後退する。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、バルコニー、開口部、スリット等を工夫し、変化をもたせるなどの配慮をする。</p> <p>(3) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、明度6.0以上9.0以下とする。YR（黄赤）、Y（黄）、R（赤）系の色相は彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>		
<p>2.敷地</p> <p>(1) 道路際はできる限り緑化するものとし、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。</p> <p>(2) みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p>		
<p>3.駐車場・駐輪場</p> <p>駐車場・駐輪場は、主の建築物と一体化する、デザインを合わせるなどの配慮をする。屋外とする場合は、公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくいよう配慮し、殺伐とした空間とならないよう配慮する。</p>		
<p>4.ごみ置場</p> <p>ごみ置場は、主の建築物と一体化する。別に設ける場合は、公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。</p>		